

原発の運転期間の上限撤廃を阻止しよう

規制委員会は原子炉等規制法を守り、上限撤廃に加担するな

「口をはさまない」ではなく、法を順守し「40年が原則」と表明すべき

「40年原則を守れ」署名を進めよう

署名 (最終期限 12 月末) ネット署名 <https://forms.gle/t3gpc5iYVnDDyCVm8>
第一次署名提出、院内集会、規制庁・エネ庁との交渉

11月7日(月) 13:30~16:30 参議院議員会館102 (リアルとオンライン参加可)

1. 原発の運転期間の「上限撤廃」を狙う資源エネルギー庁

政府は新たな原発推進政策の具体化を 12 月末までにまとめると表明している。原子力の「相対的位置づけ」から「持続的活用」への転換を基本原則としている。9月22日の原子力小委員会では、エネ庁が「原子力政策に関する今後の検討事項について」を提出し、議論を進めている。そこでは「2. 運転期間の延長など既設原発の最大限活用」として、検討課題が示されている。現行の原子炉等規制法の規定は、「原則 40 年+1 回だけ審査により 20 年延長」だが、設備容量が減少するグラフを示し、「運転期間のあり方」を検討するよう求めている (下記図)。老朽炉時代を迎える中で、40 年原則を撤廃し「何年間延長する」のかではなく、運転期間の上限そのものを撤廃することを狙っている。「多くの国では、運転期間の上限はない」と強調し、「運転期間は制限なし。10 年毎に安全確保義務を満たしているか審査」とフランス・ドイツの例を示している。

さらに考慮事項として、「他律的な要因に基づく停止期間等の考慮」をあげ、審査や対策工事等で停止している期間を、運転期間から除外することも念頭においている。

原子力発電所の設備容量見通し

- 国内の原子力発電所の設備容量は、このままでは時間とともに大きく減少。次世代革新炉の開発・建設を進めたとしても商用運転までには相当の期間を要することを踏まえれば、エネルギーとしての原子力利用の観点から運転期間のあり方を検討するに当たっては、**こうしたことも考慮することが重要。**

一方で電力会社は、寿命延長の動きを進めている。川内原発 1 号 (38 歳)・2 号 (36 歳) では、県の専門委員会の議論が続いているにも関わらず、九州電力は 10 月 12 日に 20 年の寿命延長を申請した。関西電力は高浜 3・4 号 (37 歳) で、寿命延長申請に向けて 9 月 22 日に特別点検を開始し、細管損傷が続く蒸気発生器を取替えることも表明している。しかし、高浜 4 号では加圧器逃し弁の温度上昇で、10 月 21 日の原子炉起動は延期となった。40 年間近でも事故を頻発させているのに、上限撤廃では住民の安全は守れない。

目次

- ▼原発の運転期間の上限撤廃を阻止しよう・・・p1
- ▼規制委の「見解」の発端と経緯・・・p4
- ▼電気ケーブルの経年劣化・・・p6
- ▼美浜町アンケート結果の紹介 (投稿)・・・p10
- ▼防災訓練を監視しよう・・・p12
- ▼大飯裁判 (大阪高裁) 第5回進行協議の報告・・・p14
- ▼関電マネー事件 新たな告発の紹介・・・p16

2. 原子力規制委員会は、エネ庁の「運転期間の上限撤廃」方針を追認

規制委員会は10月5日の会合でエネ庁から説明を受け、同日の記者会見で山中委員長は、2020年7月の規制委の「見解」^{※1}を根拠にして、運転期間については「利用政策の話で、規制委としては関与しない」と述べた。エネ庁の政策を追認した許しがたい発言だ。規制委の「見解」と山中委員長の発言は、以下の点から到底容認できるものではない。

(※1:「運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の経年劣化との関係に関する見解」2020年(令和2)7月29日)

(1)「見解」の発端と経緯：電力会社が停止中期間を運転期間から除外するよう求める

2017年1月から規制委と電力会社等との意見交換会が続いていた。意見交換会は、電力会社による、停止中の期間を運転期間から除外してほしいという要求から始まった。関電の豊松氏(金品受領で市民から告発。当時は副社長・原子力事業本部長)は、2017年当時既に20年延長の認可を受けていた高浜1・2号、美浜3号が、審査や安全対策工事で再稼働できないため、20年延長といっても、実質は短期間しか運転できなくなると発言している(高浜1・2号は、2016年6月に延長認可を受けているが、再稼働予定は来年2023年6月)。

規制委は、運転期間は原子炉等規制法で定められており、停止中を運転期間から除外するかの検討は、法の定めから逸脱する旨を表明している。この時点では、法の順守を責務としている。そして、「技術的な議論」として会議が続けられた。

その後、原子力メーカーも含めた経年劣化管理に関する「技術的な」意見交換会が行われた。これも、報告書には「意見交換会は法令等の制定又は改正を目的としていない。したがって、現行の原子炉等規制法の規定の範囲で意見交換を行った」と記している。(4頁)

(2)「見解」と山中委員長発言の問題点

①「見解」を歪めて、運転期間について「規制委が口をはさむものではない」とする委員長

「見解」のリードでは、「この意見交換は・・・一定の期間を運転期間から除外してはどうかとの提案がなされたことに端を発するものである」と述べている。このように経過からして「見解」は、「長期停止期間中」に関するものである。しかし、10月5日の山中委員長の発言では、「長期停止期間中」に関する「見解」を根拠にして、運転期間の上限一般について、「規制委員会が口をはさむものではない」としてエネ庁に歩調を合わせている。この発言は「見解」の拡大解釈であり、「見解」の内容を意図的に歪めたものだ。

②「見解」は、40年を「運転することができる期間」→「評価を行うタイミング」にすり替え、法に反している

原子炉等規制法では(43条の3の32の1項)、「運転することができる期間は、(運転開始から)起算して40年とする」と規定している。しかし「見解」の3番では「運転期間を40年とする定めは、このような原子力規制委員会の立場から見ると、かかる評価を行うタイミング(運転開始から一定期間経過した時点)を特定するという意味を持つものである」としている。40年を「評価を行うタイミング」という全く異なる概念にすり替え、法に反している。

③40年は法で定められたものと認めるのであれば、それを遵守するのが規制委の役割

「口をはさまない」ではなく、法を順守し「40年が原則」と表明すべき

「見解」の6番では、「40年という期間そのものは・・・運転期間についての立法政策として定められたものである」と、法律で定められたものだとして認めている。そして「発電用原子炉施設の利用をどのくらいの期間認めることとするかは、原子力の利用の在り方に関する政策判

断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではない」と結んでいる。

ここには矛盾がある。40年の定めは、国会で与野党合意の下で法律となった。法律であるのだから、それを遵守するのが規制委の役割だ。それにも関わらず山中委員長は、「政策判断」だとして、「口をはさむことではない」と繰り返している。あたかも「口をはさまない」ことが、推進側から「独立」しているかのような言いぶりだ。しかし、そうではない。はっきりと口をはさむべきだ。40年という法の定めを守ると表明し、推進政策からは独立していることを示す必要がある。原子炉等規制法は、規制委員会が所管する法律であることからして、規制委が法を順守するのは当然だ。

④福島原発事故の教訓から、推進と規制の分離、「40年原則」は導入された

福島原発事故の教訓を踏まえて、推進と規制を分離させることから規制委は生まれた。さらに、「40年運転制限」が原子炉等規制法に新たに取り入れられ、「原子力安全規制の転換」に位置付けられた。事故翌年の第27回原子力委員会の資料「原子力規制委員会設置法について」で説明されている。自らの責務と、安全規制に関わる重要な項目を葬り去ってはならない。

3. 老朽原発の安全性：電気ケーブルの事故時の絶縁低下に関する具体的な審査基準はない

老朽原発では、とりわけ取替のできない原子炉容器や電気ケーブルの劣化が大きな問題となる。原子炉容器は中性子照射で脆化し、事故時に ECCS の水が入れば衝撃で損傷し大惨事となる。電気ケーブルでは、事故時の絶縁抵抗の急激な低下により、事故制御等が不可能になる危険がある。

電気ケーブルについての規制委の「運転期間延長審査基準」（2016年4月改訂）では、「有意な絶縁低下が生じないこと」だけが規定されている。その具体的な判断基準は一切ない。2016年6月20日に20年延長の認可を受けた高浜1号の場合、関電は電気ケーブルの「伸び」を基に106年使用可能と評価し、規制委もそれを鵜呑みにして認可した。しかし、安全余裕を見込んだ管理値を考慮すれば、高浜1号の電気ケーブルは47年程が限界になる。1974年に運転を開始しているため、2021年が限度となり、既に期限は来ている。また、ケーブルの「伸び」を基にした評価で、審査基準の「絶縁抵抗値」に対応しているのかは不明だ。さらに関電の評価では、事故時の蒸気暴露（水蒸気雰囲気）による劣化を考慮していない。規制委は2019年に NRA 技術報告書をまとめ、重大事故時の蒸気暴露によって、電気抵抗が初期に1/100万～1/1000万に急低下する実験結果を示し、「今後・経年劣化と重大事故時の絶縁性能との関係について調査する必要がある」と、いまだ研究・調査の途上にあることを認めている。

山中委員長は、40年超えの安全評価は原発ごとに評価できると述べている。「安全性の立証責任は事業者にある」というが、調査・研究も途上で、具体的な審査基準もないままで、安全性は確認できない。高浜1号の認可は取り消すべき。来年6月の再稼働は許されない。（6頁）

4. 「40年原則を守れ」署名を広めていこう

全国22団体の呼びかけで、原発の運転期間を40年とする法の原則を守るように、署名が始まっている。団体署名と個人署名の両方で、オンライン署名だけでなく紙版署名も用意されている。10月末を第一次締め切りとして、12月末が最終期限となっている。

国は12月末までに新たな原発推進策の具体化を示すと表明し、運転期限の上限撤廃や増設・リプレース等を強引に進めようとしている。原発推進派が大勢を占める経産省の原子力小委員会や非公開のGX会議等の議論だけで、民意を無視した推進など許せない。

11月7日には署名提出と政府交渉も準備されている。福島原発事故の教訓を踏みにじり、住民の安全を蔑ろにする、運転期限の上限撤廃を阻止していこう。